

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福山市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価書本編は、健康管理システムの標準準拠システム移行後の内容を踏まえて記載。標準準拠システム移行前の内容を踏まえた評価は、別紙1に記載している。

評価実施機関名

福山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月20日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務								
②事務の内容 ※	(1)予防接種履歴の健康管理システムでの管理 ・予防接種の実施後に、接種記録等を健康管理システムにおいて管理する。 (2)予防接種による健康被害の救済 ・被接種者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 (3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行 ・被接種者からの申請に基づき、予防接種を受けたことを証明する書類を発行する。 (4)中間サーバーへの予防接種情報の副本登録と情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)に基づいて福山市は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	(1)予防接種履歴の管理・照会機能 (2)予防接種履歴データの取り込み機能 (3)予防接種対象者抽出・出力機能 (4)帳票印刷機能 (5)地域保健・健康増進事業報告書作成機能 (6)統合宛名システム連携機能 (7)接種券付番機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	統合宛名システム								
②システムの機能	(1)業務情報連携機能(受信のみ) ・税宛名異動(住登者・住登外者)、福祉宛名異動(住登外者のみ)、及び保険宛名異動(住登外者のみ)情報を準リアル方式(又は条件検索方式)でシステム連携基盤より連携する。 (2)団体内統合宛名番号の管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番、基本4情報登録、及び業務宛名番号と個人番号との紐付けを行う。 (3)符号取得のためのシステム連携機能 ・団体内統合宛名番号の付番時、中間サーバーへの符号取得要求、符号取得依頼の受付を行う。 (4)中間サーバー連携機能(送信) ・団体内統合宛名番号の変更・抹消・生成を行った場合、更新情報を中間サーバーへ自動連携する。 ・中間サーバーからの要求により、団体名統合宛名番号をキーに基本4情報を中間サーバーに自動送信する。 ・各業務の副本データを中間サーバに自動送信する。 (5)職員認証・権限管理機能 利用者を認証し、利用者の権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 (6)システム管理機能 バッチの状況管理、稼動状態の通知を行う機能。								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	(1)本人確認情報検索 ・本市コミュニケーションサーバー端末において入力された4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2)機構への本人確認情報照会 ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を本市コミュニケーションサーバー端末から行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム4	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	庁内システムの連携を効率的に行う。 (1)転送機能 (2)文字コード変換 (3)業務コード変換機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（公営住宅管理システム、教育事務システム、選挙管理システム、健康管理システム、受益者負担金システム、土木使用料システム、福祉総合システム、保険系システム、戸籍システム、統合宛名システム、子ども・子育て支援システム）

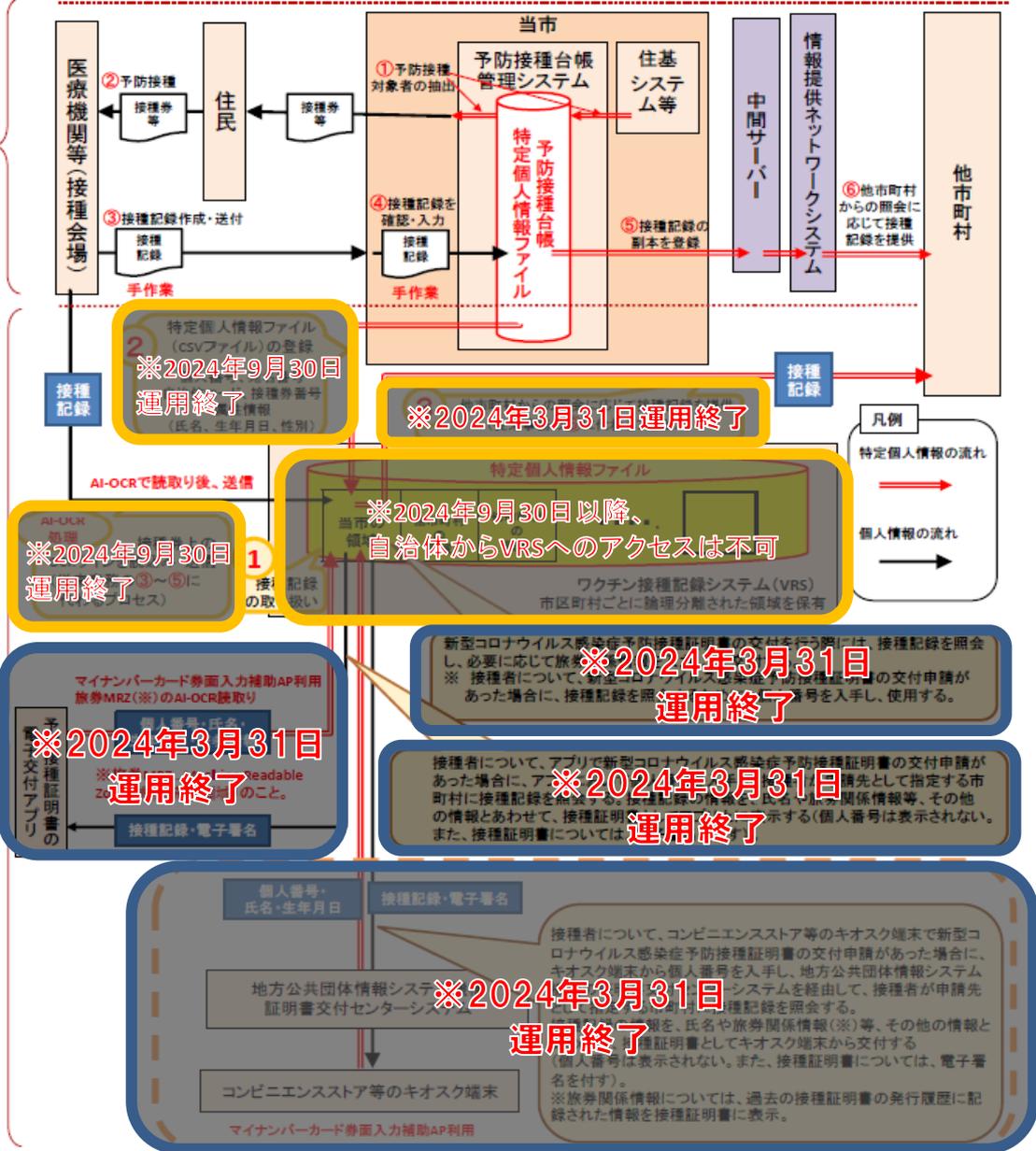
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)第9条第1項、別表 14項 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25、27、28、29の項(情報提供) ・番号法19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25、26の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福山市保健福祉局保健部保健予防課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。

従来の予防接種の事務(従来事務)

新型コロナの予防接種の事務



従前の評価書に記載している事務の内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務の内容(追加)

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務に関する情報	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福山市に住民登録がある、又はあった、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)の対象者。
その必要性	予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適正に管理・保管するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	(1)識別情報 ・業務用宛名番号及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐づけ管理のために必要である。 (2)連絡先等情報 ・本人特定及び予防接種資格確認のほか、再転入者及び住登外(福山市に住所を保有しない者)者の名寄せ(同一人判定)のために必要である。 (3)業務関係情報 ・予防接種情報は、予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適切に管理するために必要である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年5月10日
⑥事務担当部署	福山市保健福祉局保健部保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 庁内連携により、宛名情報等入手 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他自治体から予防接種履歴入手 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ 医療機関 ） <input type="checkbox"/> その他（ 住民基本台帳ネットワークシステム ）		
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ 住民基本台帳ネットワークシステム ）		
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 情報提供ネットワークシステムを介して、転入者等に係る予防接種履歴を他自治体から随時取得する。(2024年(令和6年)3月運用終了) 		
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としている。 宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。(2024年(令和6年)3月運用終了) 		
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る。 宛名情報は、住民基本台帳法に基づき、取得している。 		
⑥使用目的 ※	<p>予防接種履歴管理、予防接種による健康被害の救済措置、予防接種に係る証明書の発行</p> <table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>-</td> </tr> </table>	変更の妥当性	-
変更の妥当性	-		
⑦使用の主体	使用部署 ※	福山市保健福祉局保健部保健予防課	
	使用者数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		<p>(1)健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。</p> <p>(2)予防接種記録の管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、管理を行う。</p> <p>(3)予防接種に係る証明書の発行 接種記録や本人から提示されたパスポート情報を元に証明書を発行する。</p>	
	情報の突合 ※	<p>(1)住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。</p> <p>(2)健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。</p>	
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の実施の決定 予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う) 	
⑨使用開始日	令和3年5月10日		

委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性 ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LG-WAN回線を用いた提供 (VRS本体))	
⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無 提供を行っている () 件 移転を行っている () 件
 行っていない

提供先1 市町村長

①法令上の根拠
 ・番号法19条第8号
 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25の項

②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する事務

③提供する情報 予防接種履歴

④提供する情報の対象となる本人の数
 1万人以上10万人未満] <選択肢>
 1) 1万人未満
 2) 1万人以上10万人未満
 3) 10万人以上100万人未満
 4) 100万人以上1,000万人未満
 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ

⑥提供方法
 情報提供ネットワークシステム 専用線
 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
 フラッシュメモリ 紙
 その他 ()

⑦時期・頻度 照会を受けた都度

提供先2～5

提供先2 都道府県知事

①法令上の根拠
 ・番号法19条第8号
 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表26の項

②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務

③提供する情報 予防接種履歴

④提供する情報の対象となる本人の数
 1万人以上10万人未満] <選択肢>
 1) 1万人未満
 2) 1万人以上10万人未満
 3) 10万人以上100万人未満
 4) 100万人以上1,000万人未満
 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ

⑥提供方法
 情報提供ネットワークシステム 専用線
 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
 フラッシュメモリ 紙
 その他 ()

⑦時期・頻度 照会を受けた都度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 住民票関係情報(共通)

(1)世帯情報

1.世帯番号、2.処理区分、3.世帯主宛名番号、4.世帯主カナ氏名、5.管内コード、6.小学校区、7.中学校区

(2)個人情報

1.宛名番号、2.世帯番号、3.処理区分、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄1、11.続柄2、12.続柄3、13.続柄4、14.個人住所コード、15.個人郵便番号、16.個人住所日本語、17.個人方書日本語、18.個人地番 本番、19.個人地番 枝番、20.個人地番 末番、21.異動事由、22.異動日、23.異動届出日、24.住民になった 異動日、25.住民になった 届出日、26.住民でなくなった 異動日、27.住民でなくなった 届出日、28.住定日、29.住定日 届出日、30.住民区分、31.外国人判定、32.国籍、33.転入前住所、34.通称名、35.送 フラグ、36.本名・通称名区分、37.第30条45規定区分、38.在留資格、39.在留期間等(yymmdd)、40.在留期間等終了日、41.在留カード等番号

(3)個人情報履歴

1.宛名番号、2.世帯番号、3.処理区分、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄1、11.続柄2、12.続柄3、13.続柄4、14.異動事由、15.異動日、16.異動届出日、17.住民になった 異動日、18.住民になった 届出日、19.住民でなくなった 異動日、20.住民でなくなった 届出日、21.住定日、22.住定日 届出日、23.住民区分、24.外国人判定、25.国籍、26.転入前住所、27.送 宛先人氏名、28.送 フラグ、29.第30条45規定区分、30.在留資格、31.在留期間等(yymmdd)、32.在留期間等終了日、33.在留カード等番号、34.個人住所コード、35.個人郵便番号、36.個人住所日本語、37.個人方書日本語、38.個人地番 本番、39.個人地番 枝番、40.個人地番 末番

2 予防接種情報

(1)予防接種共通

1.宛名番号、2.更新者、3.更新日、4.更新時間、5.体質的理由1、6.体質的理由2、7.新型コロナ接種券番号

(2)予防接種各種データ

1.宛名番号、2.性別、3.接種コード、4.接種回数、5.接種・予診日、6.年度、7.接種判定、8.混合接種 何種、9.肺炎球菌種類、10.接種内容、11.請求日(月)、12.実施医療機関、13.Lot.No、14.実施課、15.予診フラグ、16.接種日年齢、17.医師の判断、18.対象外判定、19.特記事項、20.接種日年齢、21.年度末年齢、22.基準日年齢、23.更新者、24.更新日

(3)成人用肺炎球菌

1.西暦年度、2.宛名番号、3.接種・予診日、4.接種日年齢、5.年度末年齢、6.基準日年齢、7.更新者、8.更新日、9.更新時間、10.性別、11.接種日年齢、12.年度末年齢、13.基準日年齢、14.受診時国保区分、15.請求日(月)、16.実施医療機関、17.接種番号、18.接種会場、19.問診医、20.接種医、21.接種判定、22.Lot.No、23.接種量、24.実費徴収区分、25.接種済証交付有無、26.65歳未満接種理由、27.未接種理由、28.予診フラグ、29.接種区分

(4)風しん第5期

1.西暦年度、2.宛名番号、3.実施日、4.更新者、5.更新日、6.更新時間、7.性別、8.クーポン、9.実施区分、10.接種(実施)判定、11.接種日年齢、12.年度末年齢、13.基準日年齢、14.請求日(月)、15.実施医療機関、16.実施医療機関(手入力)、17.抗体検査方法、18.抗体価、19.抗体価範囲、20.抗体価単位、21.抗体検査判定結果、22.抗体検査番号、23.接種番号、24.Lot.No、25.接種量

(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号、2.宛名番号、3.自治体コード、4.接種券番号、5.属性情報(氏名、生年月日、性別)、6.接種状況(実施/未実施)、7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目/8回目)、8.接種日、9.ワクチンメーカー、10.ロット番号、11.ワクチン種類、12.製品名、13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)、14.証明書ID、15.証明書発行年月日 ※11～15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

(6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報

1.業務宛番号、2.接種日(1回目)、3.接種日(2回目)、4.接種日(3回目)、5.接種日(4回目)、6.接種日(5回目)、7.接種日(6回目)、8.接種日(7回目)、9.接種日(8回目)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)事務に関する情報	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民記録システム、税務総合システムより、当日の宛名異動情報を庁内連携システム経由で統合宛名システムへ連携し、当ファイルに格納する。この宛名情報を基に予防接種情報を登録するため、対象者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定が適用されること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法及び個人情報の保護に関する法律の罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は法令で定められ、必要な手続きを行なったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取・保管及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑制する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、本人確認措置は不要。 ・予防接種情報も、実施をする医療機関において本人確認措置をとったうえで提出される。 ・他自治体等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書等には個人番号を記入せず、事務が完了し次第、書類は施錠可能な場所へ格納する。 ・紙媒体の予防接種情報のデータ化においては、委託業者と個人情報保護契約を締結している。 ・端末は外部記録媒体の使用を制限している。 ・特定個人情報を取り扱うソフトウェアの操作に必要なID、パスワードは各所属長から情報システム担当課長への申請により付与するため、操作権限のない者による不正な操作を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、利用事務・目的ごとにアクセスを厳密に制御する仕組みとなっている。 ・必要な情報以外が紐づけされないよう、システムの制御が行われている。 ・個人番号にアクセスできる権限の保有者を限定し、不必要な紐づけを防いでいる。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各システムの連携機能は、限られた情報のみを相手としており、不要な情報とは紐づけできない。 ・健康管理システムも個人番号にアクセスできる権限保有者を限り、不必要な紐づけを防いでいる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている</p> <p style="margin: 0;">2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能及び利用可能情報の権限管理により不正利用ができない対策を実施している。ユーザーIDは職員の人事異動を反映しており、当該事務の最新の担当者のみ利用可能としている。 ・利用する端末について管理しており、不要な端末からの利用ができない制限を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている</p> <p style="margin: 0;">2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課が年度ごとで担当者の権限を申請し、ICT推進課がIDとパスワードを発行している。
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている</p> <p style="margin: 0;">2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課が作成したアクセス権限と事務の対応表を、ICT推進課が確認してID・パスワードを発行している。
特定個人情報の使用の記録	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[記録を残している]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 記録を残している</p> <p style="margin: 0;">2) 記録を残していない</p> </div> </div>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各システムにおいて、システムの操作ログが保存されている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムの端末は外部記録媒体が使用制限されている。 ・データの抽出・複製が可能な権限を有する者を限定している。 ・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、特定個人情報ファイルの不正な複製を厳に禁じる旨の指導を徹底する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	相手方の個人情報保護管理体制及びプライバシーマークの有無を確認し、委託先を決めている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定している。 ・委託契約書において機密保持契約の締結を行っている。 ・健康管理システムのユーザ(ID/パスワード)による制御を行っている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	アクセスログを記録し、システム管理者により定期的に不正アクセスをチェックしている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を超える個人情報の利用及び第三者に提供する事を契約書で禁止している。 ・必要があると認める時は調査を行い、報告を求める。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法等関連法規を遵守する旨の契約をしている。 ・システム保守においては、保守時のみVPN技術を用いた専用線を接続し、外部記録媒体の使用が制限されている限定された端末で作業を行う事となっている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時に、特定個人情報の返還・消去を義務付けており、消去にあたっては流出等を防ぐべく措置を講ずるよう契約している。 ・必要に応じて委託先に対し個人情報の取扱状況の報告を求め、委託元が調査を行う。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の収集制限 ・目的外利用、第三者提供の禁止及び持ち出し、複製の制限 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うとともに、体制を届け出る事 ・業務従事者への周知、教育、監督の義務 ・契約終了時の情報の返還・消去 ・必要に応じて福山市から報告を求め、調査を行うことができる事。 ・再委託の制限 ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・業務上知りえた情報の守秘義務 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限異基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人番号識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><中間サーバー運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで漏えい・紛失のリスクに対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムから中間サーバーへの情報提供は、団体内統合宛番号との紐付けを自動的にを行い、専用のネットワークを介して、中間サーバーに送信することで担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで不正な方法で提供されるリスクに対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムへの連携は、専用のネットワークを利用した庁内連携システム経由で行うことで抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで不適切な方法で提供されるリスクに対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムへの連携は、専用のネットワークを利用した庁内連携システム経由で行い、人手による連携及び連携内容の変更はできないことで担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置及び記録媒体保管場所へは管理簿及びICカードで入退室管理を実施する。 ・端末、届書等及びシステムより出力された帳票は個人番号を含まないが、施錠管理を実施する。 ・出力帳票を廃棄する際は、シュレッダーによる粉碎処理を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び端末について、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を実施する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDS/IPS(侵入検知)を導入し、ネットワーク制限や監視を実施する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は電子データのみであり、保管年限を過ぎたデータは自動的に削除される。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・中間サーバ接続端末及び統合宛名システム用端末の更新の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり是正する。 ・福山市情報セキュリティ実施手順に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<本市における措置> ・福山市情報セキュリティ実施手順に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員(嘱託職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、個人情報の管理方法等について必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・機構が実施するe-ラーニングを担当職員が受講することにより、セキュリティ意識の醸成及び自己研鑽につなげている。
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福山市保健福祉局保健部保健予防課 720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号 084-928-1127
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本市ホームページに請求先、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時)業務
公表場所	・福山市市政情報室(本庁舎3階) ・福山市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福山市保健福祉局保健部保健予防課 720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号 084-928-1127
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「福山市パブリックコメント実施要項」に基づき、パブリックコメントを実施した。実施に際しては、パブリックコメントを実施する旨を報道提供するとともに、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	2024年(令和6年)10月1日～31日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	2024年(令和6年)11月15日
②方法	福山市情報公開・個人情報保護審議会への諮問
③結果	承認(適正)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	I 基本情報 -1. 特定個人情報 -② 事務の内容	(3)予防接種情報のシステム登録及び連携・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者を登録・管理し、他自治体と接種資格・履歴情報を連携する。 (4)予防接種履歴の管理・予防接種の実施後に、接種記録等を健康管理システムへ登録し、管理する。 (5)住所外接種届出済証の発行・市外での予防接種を希望する市民について、申請に基づき予防接種履歴を確認して、住所外接種届出済証を発行・交付する。 (6)予防接種による健康被害の救済・被接種者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 (7)ワクチン接種証明書の発行・被接種者からの求めに応じて、予防接種を受けたことを証明する書類を発行する。	(3)予防接種情報のシステム登録及び照会・提供・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者を登録・管理し、他自治体との間で接種資格・履歴情報を照会・提供する。 (4)予防接種履歴の管理・予防接種の実施後に、接種記録等を健康管理システムへ登録し、管理する。 (5)住所外接種届出済証の発行・市外での予防接種を希望する市民について、申請に基づき予防接種履歴を確認して、住所外接種届出済証を発行・交付する。 (6)予防接種による健康被害の救済・被接種者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 (7)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行・被接種者からの申請に基づき、予防接種を受けたことを証明する書類を発行する。 (8)中間サーバーへの予防接種情報の副本登録と情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供・番号法の別表第二に基づいて福山市は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム7 -③システムの機能	(1)ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者・接種券発行登録 (2)接種記録の管理 (3)転出/死亡時等のフラグ設定 (4)他自治体への接種記録の照会・提供 (5)ワクチン接種証明書の発行機能 (6)ワクチン接種証明書の交付に係る接種記録の照会及び発行機能	(1)ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者・接種券発行登録 (2)接種記録の管理 (3)転出/死亡時等のフラグ設定 (4)他自治体への接種記録の照会・提供 (5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行機能 (6)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会及び発行機能 (7)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 (8)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -①システムの名称	-	福山市電子申請システム	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -②システムの機能	-	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -③他のシステムとの接続	-	その他[○] 接続はしていないが、電子申請機能より申請があった内容をワクチン接種記録システム(VRS)に入力する行為は行っている。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム10 -①システムの名称	-	中間サーバー	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	I 基本情報 -2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム10 -②システムの機能	-	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管、管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システムの間で情報照会内容(情報提供内容、特定個人情報)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保管、管理する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム10 -②システムの機能	-	7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 9 職員認証、権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム10 -③他のシステムとの接続	-	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 宛名システム等	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 -①事務実施上の必要性	・ワクチン接種証明書	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 -②実現が期待されるメリット	・ワクチン接種証明書	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	-	・番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 -④記録される項目 -主な記録項目	[]個人番号対応符号	[○]個人番号対応符号	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 -4記録される項目 -その妥当性	ワクチン接種証明書	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -2)入手方法	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、接種状況閲覧システム(凸版印刷))	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -3)入手の時期・頻度	・転入者に係る券番号や接種記録を、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 ・医療機関から提出される紙媒体の予防接種記録(予診票)を、月1回程度データ化(パンチ)し、接種状況閲覧システム経由で健康管理システムへ入力する。 ・パスポート情報は、ワクチン接種証明書の発行申請があるたびに本人から取得する。あわせて、同証明書交付のため必要になる都度、接種記録情報を入手する。	・転入者に係る券番号や接種記録を、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 ・医療機関から提出される紙媒体の予防接種記録(予診票)を、月1回程度データ化(パンチ)し、接種状況閲覧システム経由で健康管理システムへ入力する。 ・パスポート情報は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行申請があるたびに本人から取得する。あわせて、同証明書交付のため必要になる都度、接種記録情報を入手する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -4)入手に係る妥当性	・予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7の規定により、接種記録を記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、迅速なVRSを介して随時取得している。	・予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の8の規定により、接種記録を記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、迅速なVRSを介して随時取得している。 ・転出者に係る予防接種履歴も転出後に他市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -5)本人への明示	・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る(予防接種法施行令第6条の2)。 ・宛名情報は福山市個人情報保護条例第8条第3項第3号の規定に基づき、取得している。 ・転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。 ・パスポート情報は、本人から提示を受けて取得する。	・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る(予防接種法施行令第6条の2)。 ・宛名情報は福山市個人情報保護条例第8条第3項第3号の規定に基づき、取得している。 ・転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。 ・パスポート情報は、本人から提示を受けて取得する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -⑧使用方法	(1) 予防接種履歴の連携 転入者について、ワクチン接種記録システムを通じて、接種券番号・履歴情報を連携する。 (2) 予防接種対象者の抽出 生年月日・予防接種履歴から接種対象者を抽出し、外部業者に接種券の印刷・封入等を委託する。 (3) 健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (4) 予防接種記録の検査・管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、資格確認等の検査及び管理を行う。 (5) 予防接種に係る証明書の発行 接種記録や本人から提示されたパスポート情報をVRSに入力し、証明書に出力する。	(1) 予防接種履歴の照会・提供 転入者について、ワクチン接種記録システムを通じて、接種券番号・履歴情報を提供・照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 (2) 予防接種対象者の抽出 生年月日・予防接種履歴から接種対象者を抽出し、外部業者に接種券の印刷・封入等を委託する。 (3) 健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (4) 予防接種記録の検査・管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、資格確認等の検査及び管理を行う。 (5) 予防接種に係る証明書の発行 接種記録や本人から提示されたパスポート情報をVRSに入力し、証明書に出力する。なお、接種記録の照会をするために特定個人情報を使用する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -⑧使用方法 -情報の突合	(1) 住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2) 医療機関から提出される予防接種記録を住民票関係情報・予防接種履歴と突合し、接種資格等を確認する。 (3) 健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。	(1) 住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2) 医療機関から提出される予防接種記録を住民票関係情報・予防接種履歴と突合し、接種資格等を確認する。 (3) 健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。 (4) 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するため他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -⑧使用方法 -情報の統計分析	行わない。	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項1 -⑤委託先名の確認方法	福山市情報公開条例第10条の規定に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	下記「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項2	予診票の印刷・封入・封緘業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項2 -①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項2 -②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 -その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項2 -④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[○] その他(LG-WAN回線を用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -委託事項2 -⑤委託先名の確認方法	開発業者名はシステムの管理を行っている厚生労働省によって公表されている。	下記「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供・移転の有無	1件	3件	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1 -③提供する情報	福山市からの転出者についての、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種券番号及び予防接種履歴。福山市への転入者についての、個人番号及び市町村コード。	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1 -⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福山市へ転入した、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1 -⑦時期・頻度	・福山市からの転出者について、転出先自治体から接種記録の照会を受ける都度	・福山市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2	-	市町村長	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -②提供先における用途	-	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -③提供する情報	-	予防接種履歴	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -④提供する情報の対象となる本人の数	-	[1万人以上10万人未満]	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -⑥提供方法	-	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -⑦時期・頻度	-	照会を受けた都度	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3	-	都道府県知事	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -①法令上の根拠	-	番号法19条第8号及び別表第2の16の3	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -②提供先における用途	-	・y棒接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -③提供する情報	-	予防接種履歴	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -④提供する情報の対象となる本人の数	-	[1万人以上10万人未満]	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -⑥提供方法	-	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -⑦時期・頻度	-	照会を受けた都度	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	(別添2)ファイル記録項目 -2 予防接種情報 -(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 -7	接種回(1回目/2回目)	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	(別添2)ファイル記録項目 -2 予防接種情報 -(6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 -4	-	4.接種日(3回目)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	(別添2)ファイル記録項目 -2 予防接種情報 -(6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 -5	-	5.接種日(4回目)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク1 -対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民記録システム、税務総合システムより、当日の宛名異動情報を庁内連携システム経由で統合宛名システムへ連携し、当ファイルに格納する。この宛名情報を基に予防接種情報を登録するため、対象者以外の情報は入手できない。 ・予防接種情報も、医療機関において本人確認を行う事で、対象者以外の情報入手を防止する。 ・福山市への転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等を本人から取得する際に本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。転出者については、福山市での接種記録を連携するために転出先自治体から個人番号を入力するが、その際は転出先自治体が本人同意取得及び本人確認を行った情報のみを、VRSを通じて入手する。	・住民記録システム、税務総合システムより、当日の宛名異動情報を庁内連携システム経由で統合宛名システムへ連携し、当ファイルに格納する。この宛名情報を基に予防接種情報を登録するため、対象者以外の情報は入手できない。 ・予防接種情報も、医療機関において本人確認を行う事で、対象者以外の情報入手を防止する。 ・福山市への転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等を本人から取得する際は本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出者については、福山市での接種記録を提供するために他市区町村から個人番号を入力するが、その際は他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、VRSを通じて入手する。 ・福山市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、福山市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをVRSを通じて入手する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク1 -対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・ワクチン接種証明書発行に係る個人番号入手は当申請時の場合のみとし、また番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行に係る個人番号入手は当申請時の場合のみとし、また番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付及びコンビニ交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク1 -必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定が適用されること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定が適用されること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク2 -リスクに対する措置の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは自治体ごとに論理的に区分されており、他自治体の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御されている。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付については、証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク3 -入手の際の本人確認の措置の内容	・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、本人確認措置は不要。 ・予防接種情報も、実施をする医療機関において本人確認措置をとったうえで提出される。 ・他自治体等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。	・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、本人確認措置は不要。 ・予防接種情報も、実施をする医療機関において本人確認措置をとったうえで提出される。 ・他自治体等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク3 -特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。	・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。併せて券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) -リスク4 -リスクに対する措置の内容	・申請書等には個人番号を記入せず、事務が完了し次第、書類は施錠可能な場所へ格納する。 ・紙媒体の予防接種情報のデータ化においては、委託業者と個人情報保護契約を締結している。 ・端末は外部記録媒体の使用を制限している。 ・特定個人情報を取り扱うソフトウェアの操作に必要なID、パスワードは各所属長から情報システム担当課長への申請により付与するため、操作権限のない者による不正な操作を防止できる。 ・ワクチン接種記録システムにおいては、暗号化した通信回線を使用し、情報漏えいを防止する。	・申請書等には個人番号を記入せず、事務が完了し次第、書類は施錠可能な場所へ格納する。 ・紙媒体の予防接種情報のデータ化においては、委託業者と個人情報保護契約を締結している。 ・端末は外部記録媒体の使用を制限している。 ・特定個人情報を取り扱うソフトウェアの操作に必要なID、パスワードは各所属長から情報システム担当課長への申請により付与するため、操作権限のない者による不正な操作を防止できる。 ・ワクチン接種記録システムにおいては、暗号化した通信回線を使用し、情報漏えいを防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -3.特定個人情報の使用 -特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・福山市への転入者について、転出元自治体へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し使用する。 ・福山市からの転出者について、福山市での接種記録を転出先自治体へ提供するために個人番号を入手し使用する。 ・接種者について、ワクチン接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・福山市への転入者について、転出元自治体へ接種記録を照会する場合のみ入手し使用する。 ・福山市からの転出者について、福山市での接種記録を転出先自治体へ提供するために個人番号を入手し使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -情報保護管理体制の確認	(1)相手方の個人情報保護管理体制及びプライバシーマークの有無を確認し、委託先を決めている。 (2)ワクチン接種記録システムでの特定個人情報の取扱いについて、福山市・国・運用保守事業者の3者が次の内容を含む規約に同意している。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(1)相手方の個人情報保護管理体制及びプライバシーマークの有無を確認し、委託先を決めている。 (2)ワクチン接種記録システムでの特定個人情報の取扱いについて、福山市・国・運用保守事業者の3者が次の内容を含む規約に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取り扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) -リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク -リスクに対する措置の内容	・福山市への転入者について、転出元自治体から接種記録を入手するにあたり個人番号を提供するが、その際は本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・福山市からの転出者に係る接種履歴提供については、転出先自治体が本人同意等を得ている。	・福山市への転入者について、転出元自治体から接種記録を入手するにあたり他自治体に個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・福山市からの転出者に係る接種履歴提供については、提供の際に福山市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) -リスク3:誤った情報を提供・移転が行われるリスク -リスクに対する措置の内容	・福山市への転入者について、転出元自治体から接種記録を入手するにあたり、転出元自治体へ個人番号を提供するが、その際は個人番号と共に転出元の自治体コードを送信する。そのため、仮に誤った自治体コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける自治体では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・福山市からの転出者に係る接種履歴提供については、自治体コードで相手方を確認できる。	・福山市への転入者について、転出元自治体から接種記録を入手するにあたり、転出元自治体へ個人番号を提供するが、電文を受ける自治体で該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。 ・福山市からの転出者に係る接種履歴提供については、自治体コードで相手方を確認できる。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) -特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、福山市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元自治体へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、福山市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク1: 目的外の入手が行われるリスク -リスクに対する措置の内容	-	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応する。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク1: 目的外の入手が行われるリスク -リスクの対策は十分か	-	十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク -リスクに対する措置の内容	-	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	-	十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク3: 入手した特定個人情報が入不正であるリスク -リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人番号識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク3: 入手した特定個人情報が入不正であるリスク -リスクの対策は十分か		十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク4: 入手の際に特定個人情報が入不正・紛失するリスク -リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを介して 個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク4: 入手の際に特定個人情報が入不正・紛失するリスク -リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバー運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで漏えい・紛失のリスクに対応する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク4: 入手の際に特定個人情報が入不正・紛失するリスク		十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク5: 不正な提供が行われるリスク -リスクに対する措置の内容		<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムから中間サーバーへの情報提供は、団体内統合宛名番号との紐付けを自動的に実行し、専用のネットワークを介して、中間サーバーに送信することで担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送信することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク5: 不正な提供が行われるリスク -リスクに対する措置の内容		<p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで不正な方法で提供されるリスクに対応する。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク5: 不正な提供が行われるリスク -リスクの対策は十分か		十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク -リスクに対する措置の内容		<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムへの連携は、専用のネットワークを利用した庁内連携システム経由で行うことで抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク -リスクに対する措置の内容		<p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで不適切な方法で提供されるリスクに対応する。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク6:不適切な方法で提供されるリスク -リスクの対策は十分か		十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク -リスクに対する措置の内容		<p><健康管理システムにおける措置> 健康管理システムへの連携は、専用のネットワークを利用した庁内連携システム経由で行い、人手による連携及び連携内容の変更はできないことで担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		<p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーのアクセス権限は、利用する最低限の職員のみを設定し、必要最低限の権限を付与することで誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		十分である	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -6.情報提供ネットワークシステムとの接続 -情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去 -⑥ 技術的対策 -具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び端末について、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を実施する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDS/IPS(侵入検知)を導入し、ネットワーク制限や監視を実施する。 <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。次の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び端末について、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を実施する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDS/IPS(侵入検知)を導入し、ネットワーク制限や監視を実施する。 <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。次の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去 -⑥ 技術的対策 -具体的な対策の内容		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去 -特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄したサーバから情報漏えいするリスクについては、廃棄時にディスク内データを完全抹消する。 ・交換した故障ディスクから情報漏えいするリスクについては、交換時に交換ディスク内データを完全抹消する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅳ その他のリスク対策 -1 監査 -① 自己点検 -具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅳ その他のリスク対策 -1 監査 -② 監査		十分に行っている	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	Ⅳ その他のリスク対策 -1 監査 -② 監査 -具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月8日	IV その他のリスク対策 -2.従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	・職員(嘱託職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、個人情報の管理方法等について必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・機構が実施するe-ラーニングを担当職員が受講することにより、セキュリティ意識の醸成及び自己研鑽につなげている。	<本市における措置> ・職員(嘱託職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、個人情報の管理方法等について必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・機構が実施するe-ラーニングを担当職員が受講することにより、セキュリティ意識の醸成及び自己研鑽につなげている。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	IV その他のリスク対策 -3.その他のリスク対策	-	<ワクチン接種記録システムにおける措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	別添1(事務内容)	-	<特定個人情報の流れを追記> ・「予防接種証明書の電子交付アプリ」での証明書の交付 ・「コンビニエンスストア等のキオスク端末」での証明書の交付 ・「情報提供ネットワークシステム」を介した特定個人情報の照会・提供(「中間サーバー」への副本登録含む) <個人情報の流れを追記> ・「電子申請システム」での証明書の申請受付	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年11月8日	I 基本情報 -5.個人番号の利用 ※ -法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)第19条第16号 ・番号法第19条第6号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 10項 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -④入手に係る妥当性	・予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の8の規定により、接種記録を記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、迅速なVRSを介して随時取得している。(番号法第19条第16号) ・転出者に係る予防接種履歴も転出後に他市区町村へ提供が必要があるため、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 -⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る(予防接種法施行令第6条の2)。 ・宛名情報は福山市個人情報保護条例第8条第3項第3号の規定に基づき、取得している。 ・転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。 ・パスポート情報は、本人から提示を受けて取得する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る。 ・宛名情報は、住民基本台帳法に基づき、取得している。 ・転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。 ・パスポート情報は、本人から提示を受けて取得する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	(別添2)ファイル記録項目	<p>(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</p> <p>1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11～15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p>(6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報</p> <p>1.業務宛名番号, 2.接種日(1回目), 3.接種日(2回目), 4.接種日(3回目), 5.接種日(4回目)</p>	<p>(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</p> <p>1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11～15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p>(6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報</p> <p>1.業務宛名番号, 2.接種日(1回目), 3.接種日(2回目), 4.接種日(3回目), 5.接種日(4回目), 6.接種日(5回目)</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) -必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定が適用されること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定が適用されること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) -リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び個人情報の保護に関する法律の罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 -6.特定個人情報の保管・消去 -②保管期間 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法施行令第6条の2及び特定個人情報に関する副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定及び特定個人情報に関する副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	(別添2)ファイル記録項目 -2.予防接種情報 -⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	<p>1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11～15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目/8回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11～15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 -6 特定個人情報の保管・消去 -② 保管期間 その妥当性	・予防接種法施行令第6条の2及び特定個人情報に係る副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。	・予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定及び特定個人情報に係る副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和5年4月1日	(別添2)ファイル記録項目 -2 予防接種情報 -(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11~15は新型コロナウイルス感染症	1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目/8回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号, 11.ワクチン種類, 12.製品名, 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号), 14.証明書ID, 15.証明書発行年月日 ※11~15は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 -② 事務の内容 ※	1) 予防接種資格を証する書類の発行 ・予防接種対象者を抽出し、外部業者に委託して、資格を証する接種券を発行・交付する。 (2) 予防接種実施報告書の検査 ・医療機関から提出される予防接種実施報告書を予防接種台帳と突合し、被接種者の資格や実施内容等を検査する。 (3) 予防接種情報のシステム登録及び照会・提供 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者を登録・管理し、他自治体との間で接種資格・履歴情報を照会・提供する。 (4) 予防接種履歴の管理 ・予防接種の実施後に、接種記録等を健康管理システムへ登録し、管理する。 (5) 住所地外接種届出済証の発行 ・市外での予防接種を希望する市民について、申請に基づき予防接種履歴を確認して、住所地外接種届出済証を発行・交付する。 (6) 予防接種による健康被害の救済 ・被接種者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 (7) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行 ・被接種者からの申請に基づき、予防接種を受けたことを証明する書類を発行する。 (8) 中間サーバーへの予防接種情報の副本登録と情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供 ・番号法の別表第二に基づいて福山市は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	(1) 予防接種履歴の健康管理システムでの管理 ・予防接種の実施後に、接種記録等を健康管理システムにおいて管理する。 (2) 予防接種による健康被害の救済 ・被接種者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 (3) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行 ・被接種者からの申請に基づき、予防接種を受けたことを証明する書類を発行する。 (4) 中間サーバーへの予防接種情報の副本登録と情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)に基づいて福山市は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日				事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム5 -① システムの名称	接種状況閲覧システム(凸版印刷)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム5 -② システムの機能	(1) 接種記録の取り込み, 抽出, 連携機能 ・健康管理システムとの間で、接種資格や接種履歴情報を連携・抽出する機能。 ・医療機関等から提出される予防接種記録(予診票)のデータを取り込み機能。 (2) 接種券作成機能 ・健康管理システムから取り込んだ情報を基に、接種券の作成を行う機能。	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム5 -③ 他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [] 税務システム [] その他(地方公共団体情報システム機構証明書交付センターシステム)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム6 -①システムの名称	ワクチン接種予約受付システム(凸版印刷)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム6 -②システムの機能	(1)接種予約の管理機能 (2)予約情報の出力・連携機能	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム6 -③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム []税務システム []その他(地方公共団体情報システム機構 証明書交付センターシステム)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム7 -①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム7 -②システムの機能	(1)ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者・接種券発行登録 (2)接種記録の管理 (3)転出/死亡時等のフラグ設定 (4)他自治体への接種記録の照会・提供 (5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行機能 (6)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会及び発行機能 (7)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 (8)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム7 -③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム []税務システム [○]その他(地方公共団体情報システム機構 証明書交付センターシステム)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム8 -①システムの名称	ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム8 -②システムの機能	(1)予防接種予約情報の取り込み機能 (2)ワクチン必要量の情報管理機能	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -①システムの名称	福山市電子申請システム	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -②システムの機能	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 基本情報 一2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 一システム9 一③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [] 税務システム [○] その他(接続はしていないが、電子申請機能より申請があった内容をワクチン接種記録システム(VRS)に入力する行為は行っている。)	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 一4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 一①事務実施上の必要性 一③他のシステムとの接続	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握・管理し、予防接種誤りを防ぐため。	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握・管理するため。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 一2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 一システム10 一②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管、管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システムの間で情報照会内容(情報提供内容、特定個人情報)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一2. 基本情報 一④主な記録項目	その他 パスポート情報	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一2. 基本情報 一④その妥当性	・パスポート情報は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行のために必要である。	—	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(庁内連携により、宛名情報等入手) [] 行政機関・独立行政法人当() [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体から予防接種履歴や券番号入手) [○]民間事業者(医療機関) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システムVRS)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(庁内連携により、宛名情報等入手) [] 行政機関・独立行政法人当() [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体から予防接種履歴入手) [○]民間事業者(医療機関) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一②入手方法	[○]紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワーク [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、接種状況閲覧システム(凸版印刷))	[○]紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワーク [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に係る券番号や接種記録を、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度、ワクチン接種記録システムを通じて随時取得する。 ・各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 ・医療機関から提出される紙媒体の予防接種記録(予診票)を、月1回程度データ化(パンチ)し、接種状況閲覧システム経由で健康管理システムへ入力する。 ・パスポート情報は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行申請があるたびに本人から取得する。あわせて、同証明書交付のため必要になる都度、接種記録情報を入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、転入者等に係る予防接種履歴を他自治体から随時取得する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取り込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・本市への転入者について、転出元市区町村接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。 ・パスポート情報は、本人から提示を受けて取得する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一3. 特定個人情報の入手・使用 一⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> (1)予防接種履歴の照会・提供 転入者について、ワクチン接種記録システムを通じて、接種券番号・履歴情報を提供・照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 (2)予防接種対象者の抽出 生年月日・予防接種履歴から接種対象者を抽出し、外部業者に接種券の印刷・封入等を委託する。 (3)健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (4)予防接種記録の検査・管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、資格確認等の検査及び管理を行う。 (5)予防接種に係る証明書の発行 接種記録や本人から提示されたパスポート情報をVRSに入力し、証明書に出力する。なお、接種記録の照会をするために特定個人情報を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (2)予防接種記録の管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、管理を行う。 (3)予防接種に係る証明書の発行 接種記録や本人から提示されたパスポート情報を元に証明書を発行する。 	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一③ 特定個人情報の入手・使用 一⑧ 使用方法 一情報の突合	(1)住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2)医療機関から提出される予防接種記録を住民票関係情報・予防接種履歴と突合し、接種資格等を確認する。 (3)健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。 (4)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するため他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	(1)住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2)健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一委託事項2 一委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一委託事項2 一②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 一その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一委託事項2 一④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一⑥ 特定個人情報の保管・消去 一①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府 機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 一⑥ 特定個人情報の保管・消去 一③消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) ーリスク1: 目的外の入手が行われるリスク ー対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・予防接種情報も、医療機関において本人確認を行う事で、対象者以外の情報入手を防止する。 ・福山市への転入者については、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等を本人から取得する場合は本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) ーリスク1: 目的外の入手が行われるリスク ー対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・転出者については、福山市での接種記録を提供するために他市区町村から個人番号を入力するが、その際は他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、VRSを通じて入手する。 ・福山市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、福山市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをVRSを通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行に係る個人番号入手は当申請時の場合のみとし、また番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付及びコンビニ交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) ーリスク1: 目的外の入手が行われるリスク ー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) ーリスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ーリスクに対する措置の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは自治体ごとに論理的に区分されており、他自治体の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御されている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付については、証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) ーリスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク ー入手の際の本人確認の措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 一リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 一特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付については、券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。併せて券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 一リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報ファイルが漏えい・紛失するリスク 一リスクに対する措置の内容	・ワクチン接種記録システムにおいては、暗号化した通信回線を使用し、情報漏えいを防止する。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 一リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報ファイルが漏えい・紛失するリスク 一リスクに対する措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一3. 特定個人情報の使用 一特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・福山市への転入者について、転出元自治体へ接種記録を照会する場合のみ入手し使用する。 ・福山市からの転出者について、福山市での接種記録を転出先自治体へ提供するために個人番号を入手し使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一情報保護管理体制の確保	(2)ワクチン接種記録システムでの特定個人情報の取扱いについて、福山市・国・運用保守事業者の3者が次の内容を含む規約に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取り扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一7. 特定個人情報の保管・消去 一⑥物理的対策 一具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理を行っている。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一7. 特定個人情報の保管・消去 一⑥技術的対策 一具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。次の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一7. 特定個人情報の保管・消去 一⑥技術的対策 一具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	Ⅳ その他のリスク対策 一1. 監査 一①自己点検 一具体的なチェック方法	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	IV その他のリスク対策 -1. 監査 -②監査 -具体的な内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	IV その他のリスク対策 -2. 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	<ワクチン接種記録システムにおける措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	(左記を削除)	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	IV その他のリスク対策 -3. その他のリスク対策	<ワクチン接種記録システムにおける措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	早期に接種を進める必要があり、事前の評価が困難であったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用。
令和6年12月20日	I 基本情報 -5. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 10項 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号	・番号法第9条第1項、別表 14項 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	I 基本情報 -6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠)16の2、17、18、19	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25、27、28、29の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25、26の項	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先2 -①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表25の項	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先3 -①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の3	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表26の項	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -①保管場所	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 -ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -③消去方法	(右記を追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) -7. 特定個人情報の保管・消去 -⑤物理的対策	(右記を追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) -7. 特定個人情報の保管・消去 -⑥技術的対策	(右記を追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	
令和6年12月20日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	予防接種対象者の抽出、予防接種資格の確認	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第16号	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ③提供する情報	予防接種履歴	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ④提供する情報の対象となる 本人の数	1万人以上10万人未満	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と 同じ	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク4 特定個人情報の入手におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	・ワクチン接種記録システムへのアクセスは、 限定された端末を利用して国から配布された ユーザIDを使用しログインした場合だけとなる ように制御されている。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	・接種会場等では、接種券番号の読取端末 (タブレット端末)からインターネット経由でワ クチン接 種記録システム(VRS)に接続するが、個人番 号にはアクセスできないように制御している。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	・ワクチン接種記録システムのID・パスワード は福山市が申請し、国が発行している。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ワクチン接種記録システムのID・パスワード は福山市が申請し、国が発行している。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・健康管理システムから抽出した特定個人情 報をワクチン接種記録システム(VRS)へ登録す る際には、次のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限 定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不 正な複製・持ち出し等を防止するために、許可 された専用の外部記録媒体を使用する。また、 媒体管理簿等に使用の記録を記載し利用履歴 を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いは承認 形式とし、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについて は、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業終了後は内部の データを確実に消去し、管理簿に消去の記録 を残す。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	・ワクチン接種記録システムでは、暗号化通 信を用いLG-WAN端末からのみ情報を登録す る。 ・その他、特定個人情報を福山市がシステム 登録し、委託先が専用線でデータ提供を受け る。 ・必要に応じて委託先に対し個人情報の取扱 状況の報告を求め、委託元が調査を行う。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	表紙	評価書名(事務の名称)の変更	(特例臨時)を追加	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	I-4-②	運用終了項目が分かるように表現を変更	同左	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	II-3-③、④	運用終了の旨を明記	同左	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	VI-1-①実施日	2021/6/23	令和6年12月20日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	VI-2-②実施日・期間	2021年(令和3年)9月29日～2021年(令和3年)10月28日	2024年(令和6年)10月1日～31日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	VI-3-①実施日	2021年(令和3年)11月19日	2024年(令和6年)11月15日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない